

一般社団法人健康生きがいつくりアドバイザー北海道協議会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人健康生きがいつくりアドバイザー北海道協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、健康生きがいつくりアドバイザーとして、健康・生きがいつくりを支援する様々な事業を通して、国又は地方公共団体などの諸団体、並びに、一般財団法人健康・生きがい開発財団との連絡調整を行い、中高年者の健康づくりの増進と自立を助長支援し、明るく活力ある長寿社会の推進に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 健康・生きがいつくりに関する講座、講習会、研修会、イベントの企画・実施、講師派遣事業。
- (2) 健康・生きがいつくりに関する情報の収集、分析、提供の事業。
- (3) 健康・生きがいつくりに関する相談、助言活動の事業。
- (4) 中高年の生きがい就労・仲間づくりの支援を目的とする事業。
- (5) 成年後見制度に関する事業。
- (6) 障がい者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業。
- (7) 高齢者の福祉を目的とする事業。
- (8) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業。
- (9) 地域社会の健全な発展を目的とする事業。
- (10) 会員相互の情報の提供・交換のための会報誌の発行及び会員相互の資質の向上、連携、交流、研鑽、親睦に関する事業。
- (11) その他前各号に掲げる事業及び活動に附帯又は関連する事業。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関

する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 一般財団法人健康・生きがい開発財団の「健康生きがいづくりアドバイザー」として認定を受けた者で、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人の活動に功労のあった者で、会員等から推薦され、理事会の決議に基づき会長が委嘱した者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員は、会費を納入することを要しない。
- 4 正会員の会費については、一般法人法第27条に規定する経費とする。

(任意退会)

第9条 正会員又は賛助会員は、1箇月以上前に申し出ることにより退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときはいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の正会員又は賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は規程に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に著しく反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 正会員又は賛助会員は、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成人被後見人又は被保佐人になったとき
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
 - (3) 1年以上会費を滞納したとき
 - (4) 破産手続開始決定を受けたとき
 - (5) 総正社員の同意があったとき
- 2 名誉会員は、死亡又はその委嘱を解除する旨の理事会の決議により、名誉会員たる資格を喪失する。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

- 2 会員名簿のうち正会員に関する部分を一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 会費並びに賛助会費の額
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 定款の変更
 - (3) 解散及び残余財産の処分
 - (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (5) その他法令又はこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

(総会規程)

第22条 総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規程による。

第4章 役員

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
- 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行す

る。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人と取引
- (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第31条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長の選定及び解職
 - (4) 規程並びに基準の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 第31条の責任の免除

(開催)

第34条 理事会は、3箇月に一回以上開催し、理事は自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求をしたとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項3号により理事が招集する場合及び同項5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い他の理事がこれに代わる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規程)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会規程で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第42条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について総会の決議を経るものと

するほか、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 情報公開及び個人情報の取扱

(情報公開)

第47条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第48条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第52条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第55条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第56条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	渡邊 一栄
	石川 義勝

中川 和彦

大柳 陽紀

設立時代表理事(会長) 渡邊 一栄

設立時監事 楯 忠夫

(設立時社員の氏名及び住所)

第57条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 札幌市中央区南8条西16丁目1番20-501号

氏名 渡邊 一 栄

住所 札幌市南区澄川3条4丁目4番16-1005号

氏名 石 川 義 勝

住所 札幌市西区宮の沢4条5丁目10番7号

氏名 中 川 和 彦

住所 札幌市西区二十四軒3条7丁目5番28-1009号

氏名 大 柳 陽 紀

住所 札幌市南区石山東2丁目8番6号

氏名 楯 忠 夫

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人健康生きがいつくりアドバイザー北海道協議会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年3月10日

設立時社員 渡邊 一栄

設立時社員 石川 義勝

設立時社員 中川 和彦

設立時社員 大柳 陽紀

設立時社員 楯 忠夫